

河川の維持管理など

維持管理

定期的な点検により川の健康状態を把握しつつ、悪い箇所は適宜、改善します。

洪水の流下断面の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、施設の機能維持などを目的として、「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に維持管理を行います。



堆積土砂撤去

除草

流域連携

流域内の連携・交流を支援し「参画と協働」による武庫川づくりを進めます。

「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるため「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地元住民、NPO、事業者、大学等の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進めます。

21 今後は、総合的な治水対策などに本格的に取り組んでいくことから、以下の三点を柱とした武庫川づくりに取り組みます。

- ① 地域社会と河川の良好な関係の構築
- ② 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援
- ③ 自律的な流域ネットワークとの連携



アユの産卵場の造成

オオサンショウウオの階段づくり

モニタリング

必要なデータを集め、今後の川づくりに役立てます。

治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行うため、必要な観測データや新たな知見を蓄積します。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用するとともに、地元住民等との情報共有にも努めます。



低水流量観測

河川整備計画のフォローアップ

河川整備計画を着実に進めるため、計画のフォローアップを行っていきます。

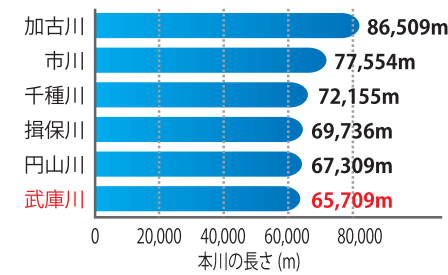
河川整備計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル^{※10}の考え方に基づいた進行管理、フォローアップ委員会の設置を行うとともに、地元住民等との情報の共有化を図ります。

※10 PDCA サイクル
業務改善の継続的なフィードバックツールとして発展した管理手法の一つ。業務遂行に際して「計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う」という過程を継続的に繰り返す「仕組み（考え方）」のことをいう。

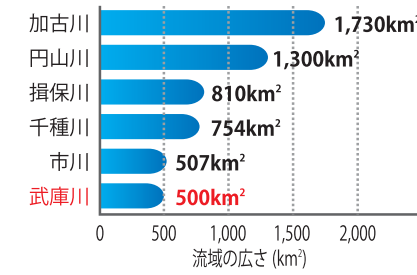


資料

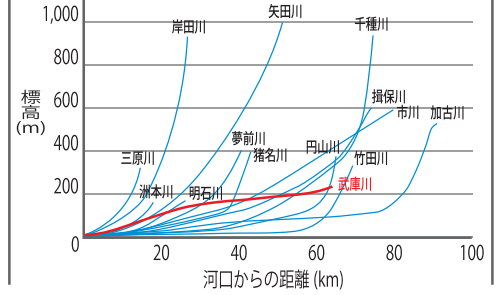
■兵庫県内の川の長さ



■兵庫県内の川の流域の広さ



■兵庫県内の川の勾配



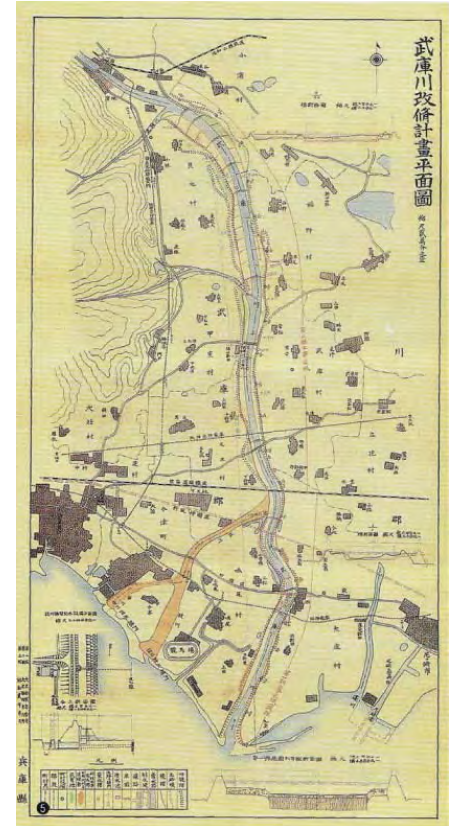
■河川改修の経緯

武庫川は、「摂津の人取り川」と伝えられ、古くからは氾濫を繰り返し、幾多の災害をもたらす暴れ川でした。大雨になると下流に砂れきや大石が運ばれるため、江戸時代には尼崎藩が幕府から摂津国馬・武庫・川辺の3郡地区の土砂留大名を命ぜられ、山の管理や河川の普請にあたるなど、古くから、数多くの治山・治水工事が行われてきました。

武庫川下流部で、築堤、河道掘削などの本格的な改修が始まったのは、大正9年です。阪神国道（現国道2号）の工事に関連して県が改修に踏み切り、第1期工事として大正9年から大正12年にかけて東海道線以南の約5kmを改修しました。費用は、武庫川の派川である枝川、申川の廃川敷の売却益を充当したものです。第2期工事は、大正13年から昭和3年にかけて、東海道線から逆瀬川までの約8kmで行われました。

その後、昭和25年9月のジェーン台風、昭和36年9月の第2室戸台風など、相次ぐ高潮被害に見舞われたことから、昭和37年より河口から潮止堰までの約2.6kmの区間を、大阪湾高潮対策事業として堤防の嵩上げ等を行い平成12年に完了しています。

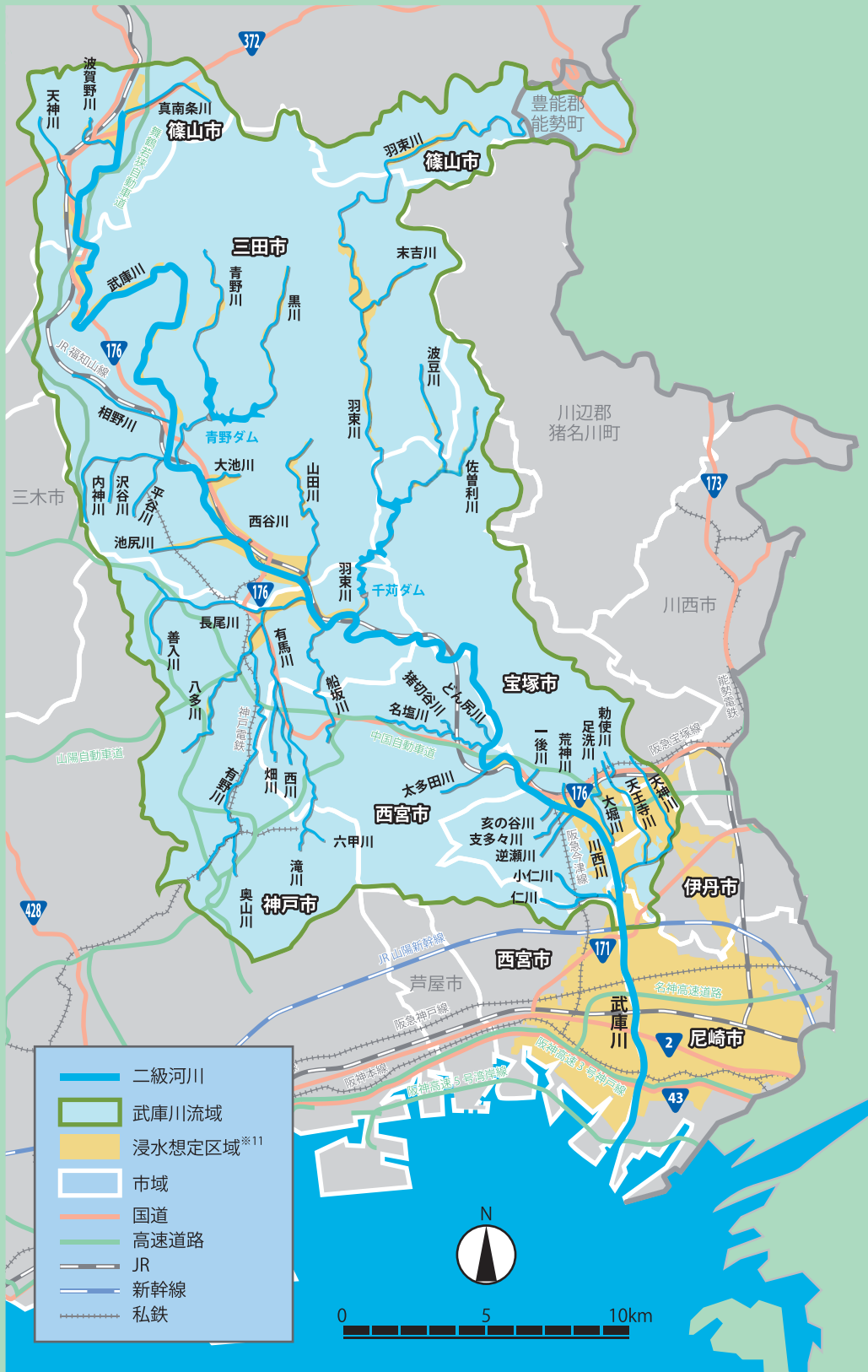
そして、昭和58年台風10号を契機に、水系一貫の基本計画として昭和60年に武庫川水系工事実施基本計画を策定するとともに、昭和62年より潮止堰から名塩川合流点までの約16kmについて、広域基幹河川改修事業による整備に着手しました。



大正時代の改修計画

■河川整備計画策定までの経緯

昭和58年9月	台風10号による洪水被害が発生
昭和62年度	昭和58年洪水を契機に尼崎・西宮・伊丹・宝塚市域で河川改修事業に着手
昭和63年6月	青野ダムが完成
平成5年度	武庫川ダム建設事業に着手
平成12年9月	武庫川峡谷の自然環境に与える影響が大きいというダム反対の声が大きくなり、平成9年の河川法改正の流れもあって「合意形成の新たな取り組みをおこなうとともに、総合的な治水対策についてゼロベースから検討する」ことを兵庫県知事が県議会で表明
平成16年3月	学識経験者や地元住民の幅広い意見を反映させた計画を作成するため、合意形成の場として「武庫川流域委員会」を設置
平成16年10月	台風23号による洪水被害が発生
平成18年8月	提言書「武庫川の総合治水へ向けて」を武庫川流域委員会が知事に提出
平成21年3月	武庫川流域委員会、市、関係機関（農林部局など）、県民（パブリックコメント）、河川審議会の意見を聴いた後、国土交通大臣の同意を得て「武庫川水系河川整備基本方針」を策定
平成22年10月	「武庫川水系河川整備計画原案についての意見書（答申書）」を武庫川流域委員会が知事に提出
平成22年12月	市、関係機関（農林部局など）、県民（パブリックコメント）の意見を聴いて作成した「武庫川水系河川整備計画（案）」を、河川法に基づき国土交通大臣へ同意申請



※11 浸水想定区域

平成 17 年に改正された水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川（避難判断水位〔特別警戒水位〕への水位の到達情報を通知および周知する河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、河川整備の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域



兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課 武庫川総合治水室
 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
 TEL 078-341-7711 (代表)